帝塚山学院大学における公的研究費の不正防止計画

 2024年11月27日 研究費等不正防止委員会決定

 2025年11月6日 研究費等不正防止委員会決定

帝塚山学院大学は、平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1、機関内の責任体系の明確化

項目(不正が発生する要因)	具体的な取り組み
研究費の不正使用防止について責任体系が	・「帝塚山学院大学における研究費等の管理・監査のガイド
不明確	ライン」「帝塚山学院大学における研究費の不正使用防止等
	に関する規程」に基づいた責任体系を公式ホームページにて
	公表。
	・内部監査室、法人財務課、大学総務課との連携を図る。
	・公的研究費に関する内部監査については、内部監査室が最
	高管理責任者の下で、毎年度実施する。

2、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目(不正が発生する要因)	具体的な取り組み
教職員における研究費の不正使用に対する	・研究者は研究費が採択された際、「誓約書」を提出する。
認識が低い	・帝塚山学院大学の研究費に関する「マニュアル」を作成し、
	説明の機会を持つ。
法令遵守意識の低下により、利便性を優先し	・教職員対象のコンプライアンス教育・啓発活動の強化
てしまう可能性や、研究のために使用すれば	(不正を起こさせない組織形成のため、教授会等で年に2回
多少の事は許されるという甘さ	啓発活動を行う)

3、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目(不正が発生する要因)	具体的な取り組み
不正防止計画の実効性が低い	防止計画推進部署を置き、統括管理責任者とともに、機関全
	体が計画に基づいて実施しているか確認する。
不正防止要因が把握できていない	定期的に実施状況を検証し、不正防止計画を改訂する。

4、研究費の適正な運営・管理活動

項目(不正が発生する要因)	具体的な取り組み
研究計画に基づいた予算執行を行わないと、	研究者に対して、定期的に予算執行状況を確認することを周
研究費の支払いが特定の時期に集中する。	知し、必要に応じて注意喚起を行う。
予算執行状況が適切に把握されていない	予算執行状況を定期的に確認する。執行状況の悪い研究者に
ため、年度末に予算執行が集中する。	対しては、ヒアリングを行う等、適切な指導を行う。

研究者発注を行う場合があるので、業者との	・総務課(研究費事務担当)による全件の検収を行う。
癒着や不正取引の可能性がある。	・業者に対しては、癒着・不正防止の取組の協力等を理解し
	てもらい、「誓約書」を提出してもらう。
	誓約書については、1 回につき 10 万以上の取引を行う業者
	に提出を求めるものとし、以下の取引業者等は対象外とす
	る。また、誓約書の有効期限は提出年度を含めて3年度とす
	る。
	① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
	② 国際組織、外国企業等
	③ 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
	④ 弁護士・特許・税理士事務所等
	⑤ 商取引の相手方ではない個人
	⑥ その他、本件対象になじまないと本学が判断した取引
	業者等
特定の業者に発注が集中する	特定の業者との取引が発生する場合、その理由を確認した上
	で、理由書を研究者から提出してもらう。
公的研究費で購入した物品が、購入後に転売	・原則 10 万以上の図書を除く有形固定資産、10 万未満であ
するなど目的外に使用される可能性がある。	ってもパソコン、タブレット、デジタルカメラ等の電子機器
	や、机、椅子、ロッカー、書架など少額重要資産は「帝塚山
	学院 固定資産管理規程」の元、管理を行う。
事実確認が不十分な場合、出張旅費について	出張旅費は、所定の様式による申請手続きと事実確認を経た
はカラ出張や水増し請求の可能性がある。	ものについてのみ支出する。

5、情報発信・共有化の推進

項目(不正が発生する要因)	具体的な取り組み
ルールに対する理解や認識が不足すると謝	相談窓口の設置を広く周知し、利用促進を図る。
った解釈で経費が執行される。	
不正使用に関する申立受付窓口が周知され	通報窓口をホームページで公表し、機関内外に周知を図る。
ていない	

6、モニタリングの在り方

項目 (不正が発生する要因)	具体的な取り組み
内部監査室、本部財務課、大学総務課との情	・三者による監査結果の意見、情報を共有し、その後の監査
報伝達不足	に反映する。
	・三者の連携を強化する。